

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見及び留意事項について

(1) 大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市今木町 46 番 1 ほか
(仮称) ネクステージ岸和田 2 号店

(2) 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出を行った日

令和 7 年 3 月 14 日

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により令和 7 年 3 月 14 日付で届出のあった「(仮称) ネクステージ岸和田 2 号店」については、「指針」を勘案し、総合的に判断したところ、同法第 8 条第 4 項の規定による意見はありません。

つきましては、営業開始後においても、届出内容を遵守するとともに、「指針」に十分配慮し営業してください。

(4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る留意事項

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により令和 7 年 3 月 14 日付で届出のあった「(仮称) ネクステージ岸和田 2 号店」の運営にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

記

駐車場については、既存類似店舗の来客数を参考に確保していることから、毎休祭日に駐車待ちの渋滞が発生するなど、駐車台数が不足していることにより周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている場合は、駐車場を増設するなど必要な措置を講じること。

以上